



基安発0831第1号

平成23年8月31日

東京電力株式会社

取締役社長 西澤俊夫 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)



東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に係る
被ばく限度の引き下げのための検討について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における緊急作業に係る被ばく限度については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令」（以下「特例省令」という。）により、発電所における特にやむを得ない緊急の作業に限り、緊急作業時における被ばく限度を 250 ミリシーベルトに引き上げているところである。

今般、最近の緊急作業従事者の被ばく状況等を踏まえ、緊急作業時に係る被ばく限度の引き下げに向けての検討を行うこととしたので、下記のとおり、貴社において必要な検討を行われるようお願いする。

記

1 基本的考え方

特例省令は、発電所の事故により、国民の生命・身体等が脅かされる事態が生じた中で、被害の拡大を防ぎ、国民の生命等を守る利益と、事態の収束に当たる作業員の健康を守るという利益のバランスを考慮し、当時得られた情報に照らし、必要最小限の引き上げを行うべく制定したものであること。

このため、国民の生命等への被害拡大防止のため、通常以上の被ばくがやむを得ないような、即時かつ緊急に実施すべき作業が必要なくなった段階（「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」（以下「工程表」という。）のステップ2の終了（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）までが限度）で、「緊急作業」は終了し、通常作業における被ばく限度を適用することとなること。

さらに、緊急作業が継続している間であっても、時間の経過とともに得られる情報に照らし、事故の拡大防止という国民利益を達成しつつ、緊急時の被ばく限度を引き下げられること（注）が明らかになれば、防護の最適化の原則に照らし、被ばく限度の可能な限りの引下げを行う必要があること。

（注）達成すべき目安の考え方

月ごとの被ばく線量の平均、最大被ばく線量が十分に低いこと

2 検討すべき内容

被ばく限度の引き下げに当たり、作業工程の進捗と労働者の被ばく低減を両立するため、以下を含む事項を検討する必要があること。

- (1) 新たな内部被ばくを防止するための方策
- (2) 工程表のステップ2の目標（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）達成のために必要な高線量被ばく作業の洗い出し及びそれらに対する被ばく低減措置
- (3) 原子炉建屋内部等、場の線量が高いと見込まれる箇所の洗い出し及びそれらに対する線量低減措置

3 検討の方法等

2で掲げる事項の検討にあたり、東京電力において、以下の事項を実施すること。

- (1) 東京電力内部において、検討チームを組織すること。同チームは、放射線管理、保安部門のみならず、工事監理、発注部門を含むものとする。
- (2) 検討チームは、9月15日までに、2の(2)のうち工程表のステップ2終了までに見込まれる高線量被ばく作業の洗い出し及び2の(3)のうち工程表のステップ2終了までに立ち入る必要がある高線量箇所の洗い出しを行うこと。
- (3) 検討チームは、9月30日までに、上記(2)の検討結果等を踏まえ、2に掲げる事項について、検討を行うこと。
- (4) 2の(1)の検討に当たっては、(独)労働安全衛生総合研究所と連携すること。

4 厚生労働省への報告等

- (1) 3の(2)の事項については9月15日までに、3の(3)の事項については9月30日までに厚生労働省へ報告すること。
- (2) 検討中であっても、厚生労働省に随時進捗状況を報告すること。